

社発第 T-300 号
2018 年 9 月 19 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

(株)土屋ホールディングス株式に係る貸借取引の品貸し申込みにおける
品貸料の最高料率に係る臨時措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)土屋ホールディングス株式(1840)につきましては、2018年9月7日付社発第 T-276号により貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を実施しておりますが、2018年9月20日申込日分(9月21日品貸し申込み受付分)より当該臨時措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

なお、現在、当該銘柄に関して実施している制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸借取引の申込停止措置は継続しておりますので、念のため申し添えます。

敬 具